

労働災害防止緊急自主点検表

事業場名			
記入者職氏名	連絡先	()	-

1 雇入れ時の安全衛生教育について

労働安全衛生法第59条では、雇入れ時に以下の項目について、安全教育を実施することが義務付けられています。

- 機械設備、原材料などの危険・有害性及び これらの取扱い方法に関すること。
- 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能及び これらの取扱方法に関すること。
- 作業手順に関すること。
- 作業開始時の点検に関すること。
- その業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 事故時における応急措置及び退避に関すること。

前各号のほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項

- | | | |
|--|----|-----|
| (1) 正社員だけでなく、パート労働者やアルバイト労働者など臨時的雇用者、年度の途中入社した労働者に対しても、雇入れ時の安全衛生教育を実施していますか。 | はい | いいえ |
| (2) 外国人労働者など日本語が不得手である労働者に対しては、母国語を用いた安全衛生教育を実施していますか。 | はい | いいえ |
| (3) 火災等の事故時の避難方法について、正社員だけでなく、パート労働者やアルバイト労働者など臨時的雇用者、年度の途中入社した労働者に対しても、教育を実施していますか。 | はい | いいえ |
| (4) 外国人労働者など日本語が不得手である労働者に対しては、母国語を用いて、火災等の事故時の避難方法を教育していますか。 | はい | いいえ |

2 機械の危険部分の覆い等について

製造業で最も多く発生している労働災害の事故の型は「はさまれ・巻き込まれ」災害であり、「はさまれ・巻き込まれ」災害の2/3は稼働中の機械に身体の一部を入れたことによる災害でした。これらの災害を防止するためには、非常停止装置を設けることや注意喚起の表示を行うことに留めず、防護カバーの設置やインターロック機構の設置などの本質安全化の指導が必要です。

- | | | |
|---|----|------------------------------------|
| (1) 使用している機械のうち「はさまれ・巻き込まれ」又は「切れ・こすれ」などの危険がある箇所については、覆い等を設けて、通常作業中は触れることができないようにしていますか。 | はい | いいえ |
| (2) 上(1)の危険がある箇所を修理、清掃、調整、ゴミの取り除きなどの作業をする場合に、覆いを外すと機械が止まる機構(インターロック機構)が備えられていますか。 | はい | いいえ |
| (3) 上(1)の危険がある箇所に覆いがなかったり、覆いにインターロック機構もないものについては、改善を計画していますか。 | はい | いいえ
(年 月頃
までに改善予定)
全て改善済 |

3 停電時の電動シャッター設置箇所と避難について

停電時には電動シャッターが自動で開かなくなるだけでなく、閉じた状態でロックされる場合もあります。このため、避難が遅れることもありますので、設置されている電動シャッターの仕組みを理解して、適切な避難経路や避難方法を設定する必要があります。

- | | | |
|--|----|-----|
| (1) 設置されている電動シャッターについて、停電時に「手動で開けられる」「ロックされて手動では開けられない」「ロックはされないが重量があり手動では開けられない」など仕組みや種類を確認していますか。 | はい | いいえ |
| (2) 電動シャッターの横に人の出入用の扉の有無や停電時の開放可否を考慮して、避難経路を設定していますか。 | はい | いいえ |
| (3) 停電時にロックされる電動シャッターには、緊急脱出時などにロックを解除する機構が設置されている場合がありますが、緊急脱出時などにロックを解除して方法を確認して、周知していますか。 | はい | いいえ |
| (4) 電動のシートシャッターでも、大型で重量がある場合には、高年齢労働者などでは持ち上げて脱出が困難となる場合がありますが、シートシャッターを一部開けた状態で保持できる仕組みを設けたり、緊急時にシートを切断して避難路を確保するなどの対策を講じていますか。 | はい | いいえ |
| (5) 上記(1)～(4)までの対策や確認内容について、労働者に周知していますか。 | はい | いいえ |

(裏面)

この自主点検表は、自社の安全衛生管理体制、作業方法、機械の危険性の低減状況等について自主的に点検を行い、労働災害を防止する上での問題点を洗い出し改善するためのものです。

該当する項目にチェックをしてください。

- ・「はい」にチェックした項目については、現状維持はもとよりさらなる充実に努めてください。
- ・「いいえ」にチェックした項目については、速やかに改善を行ってください。
- ・本点検表は、行政運営以外の目的に使用することはありません。